平成２６年（フ）第３７号
埼玉県草加市新栄町1000番地新栄町団地３―10―402
破産者　福地　貴志
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４０４号
相模原市緑区原宿４丁目３番21号　プレジール原宿103
破産者　天野　博文
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３９７号
大阪市東成区中本５丁目12番41―405号、前住所大阪市東成区大今里西１丁目３番10号
破産者　松本　善文
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６号
広島県安芸郡海田町東２丁目８―６　ケアハウスエバーグリーンホーム、住民票上の住所広島県広島市安佐南区大塚西７丁目10番31号
破産者　高井　修三
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第１８６９号
福岡市東区松島１丁目22番６―403号
破産者　國友　康秀
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２８５号
函館市戸倉町33番10―203号　ビラミカエル７、開始決定時の住所函館市杉並町４番22―403号
破産者　新谷　展生
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３３６号
函館市千代台町３番11号
破産者　山崎ケイ子
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３７５号
北海道茅部郡鹿部町字宮浜259番地１
破産者　松平　尚美
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３８号
北海道北斗市七重浜８丁目８番２号
破産者　佐々木　實
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第５４号
山形県米沢市窪田町窪田100―41　雇用促進住宅窪田宿舎２号棟103号、住民票上の住所福島県二本松市油井字一斗内65番地３
破産者　渡邊　志郎
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第１号
福島市東浜町４番14号　レジデンスＢ201
破産者　平原　　篤
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第２０４９号
神奈川県藤沢市大庭5088番地の１
破産者　小西　喜正
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０７５号
神奈川県藤沢市大庭5683番地の２　駒寄15―404
破産者　高橋　　宏
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７３号
神奈川県平塚市万田103番地の１　サンパレス湘南Ⅱ301号
破産者　加藤　良二
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４８３号
神奈川県小田原市久野73番地の５
破産者　山口　裕二
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２９６号
石川県河北郡津幡町字東荒屋462番地１
破産者　木村　数雄
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１７号
石川県白山市相木町102番地３　セジュール201号室
破産者　室木　昭広
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２８号
金沢市鳴和２丁目９番24番地　ＳＴＭ102号
破産者　松田左官工業所こと　松田　信一
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所